

第5回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年8月31日 13:30～15:00

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室

3. 出席委員

1 番 志賀 忠浩委員	2 番 山崎 隆史委員	3 番 福西 範委員
4 番 成田 俊英委員	5 番 大坂 博文委員	6 番 金子 靖委員
7 番 村上 正人委員	8 番 佐藤 裕司委員	9 番 稲場 洋二委員
10 番 細川 裕委員	11 番 野村 照明委員	12 番 大畑 礼子委員
13 番 松下 裕幸委員	14 番 菊池 利治委員	15 番 熊坂 隆雄委員
16 番 田井 克廣委員	17 番 野澤 勲委員	18 番 廣瀬女公美委員
19 番 佐藤 泰正委員	20 番 清水 幸治委員	21 番 浅野 徳昭委員

(以上 21名)

4. 欠席委員 なし

5. 参 与 者 農業委員会事務局

事務局長 大西 俊二	主査 秋元 公宏	主査 高山 直樹	主事 成田 昌平
農地業務担当員 吉田 理人	臨時職員 高杉 知		

(以上 6名)

会議録署名委員の指名

9 番 稲場 洋二委員
10 番 細川 裕委員

会期決定について 平成30年8月31日(1日)

6. 議事日程

報告第13号	現況証明願について(市街化区域)
報告第14号	農業経営証明願について
議案第24号	現況証明願について
議案第25号	農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂きまして、ありがとうございました。
それでは、只今より第5回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は21名です。議事録署名人に9番、稲場洋二委員、10番、細川裕
委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日8月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
大西事務局長

会務概要報告を行います。
議案書2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはあ
りませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が
2件ございます。
まず、報告第13号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第13号「現況証明願」について
報告します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地
であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑になっております[]、の一筆、[]㎡の土地について、
所有者の[]氏より現況証明願があり、8月8日、事務局職員2名で現地調査
を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、
8月10日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにございます。

公簿地目が畑になっております[]、の一筆、[]㎡の土地について、
所有者の[]氏の代理人である、[]氏より現況証明願があり、8月14日、
事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用
状況は整地済地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の3番は、資料が5ページ、10ページ、11ページにございます。

公簿地目が畑になっております[]、の一筆、[]㎡の土地に
ついて、申請者の釧路市長蝦名大也氏より現況証明願があり、8月14日、事務局職
員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建
築済地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。
以上、2件の現況証明願について、ご審議を頂きたくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員から報告をお願いします。

委員
金子委員

議案第24号「現況証明願」のうち1番について調査報告致します。
現況証明願の1番は[]氏が所有する3筆の土地についてです。

1筆目の[]は、公簿地目が原野、農振白地である[]㎡の土地、2筆目の[]は、公簿地目が山林、農振白地である[]㎡の土地、3筆目の[]は、公簿地目が原野、農振白地である[]㎡の土地であります。

以上の土地を、平成30年8月20日、阿寒地区農業委員5名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況は1筆目が山林、2筆目及び3筆目が原野であることを確認致しました。

以上、現地調査結果を報告致しますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

金子委員、ありがとうございました。

次に2番の現地調査結果について、調査委員長の志賀忠浩委員から報告をお願いします。

委員
志賀委員

議案第24号「現況証明願」のうち2番について、調査報告いたします。

所在地は、[](面積[]㎡)で公簿地目が原野となっており、所有者、申請者ともに[]氏より、現況確認のための現況証明願の提出がありました。

調査日は平成30年8月17日、音別地区委員6名と事務局職員2名で現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、雑種地であることを確認致しました。

以上、現地調査結果について報告を致しますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

志賀委員、ありがとうございました。

それでは、議案第24号「現況証明願」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第24号「現況証明願」の1番及び2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長

事務局
大西事務局長

全会一致で、議案第24号「現況証明願」の1番及び2番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の22ページでございます、議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知することになっております。本件は前回の総会まで報告としておりましたが、一般社団法人北海道農業会議より、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会はその解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか審査する必要があるため「議案」として取り扱うべきとの指導がありましたので、今回の総会より議決案件と致しました。

今回は、阿寒地区で2件、音別地区で4件の通知がありました。

議案書23ページの表の1番は、資料が25ページと26ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年8月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、表の2番ですが、資料が25ページと27ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆 合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年8月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、表の3番ですが、資料が28ページと29ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆合計■■■■㎡の農用地について、借主であります株式会社敬和ファームとの間で、平成30年8月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、議案書24ページの表の4番ですが、資料が28ページと29ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年8月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、表の5番ですが、資料が28ページと30ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■との間で、平成30年8月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、表の6番ですが、資料が28ページと30ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆 合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成30年8月10日に合意解約を行い、同日通知がありました。

いずれの件も合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、6件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審

議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致しますが、1番については松下裕幸委員本人、また、3番と5番については成田俊英委員が役員を務める法人に関する案件であり、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず2番、4番、6番を審議した後に、1番、そして3番と5番の順で審議することと致します。

それでは、2番、4番、6番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番、4番、6番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番、4番、6番については原案のとおり決定致します。

次に、1番について審議致しますので、松下委員は退室をお願い致します。

(松下委員退室)

議長
野村会長

それでは1番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番については原案のとおり決定致します。

松下委員は入室して下さい。

(松下委員入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり可決、決定しました。
次に、3番と5番について審議しますので、成田委員は退室して下さい。

(成田委員退室)

議長
野村会長

それでは、3番と5番を一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の3番と5番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の3番と5番については原案のとおり決定致します。
成田委員は入室して下さい。

(成田委員入室)

議長
野村会長

3番と5番は、原案のとおり可決、決定しました。
それでは次に、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書31ページでございます、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農用地を売買で所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、阿寒地区で2件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書32ページの表の1番は、資料が33ページと34ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆 合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番は、資料が33ページと35ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で、売買による所有権移転を行うものです。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。
次に、2番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について原案に賛成の委員は挙手して下さい。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致と認め、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番については原案のとおり決定致します。

次に、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の36ページでございます、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で7件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書37ページの表の1番ですが、資料は39ページと41ページでございます。

氏が所有する、
、他4筆、合計 m^2 の農用地について、
氏との間で、年間 円、期間は 年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番ですが、資料は39ページと42ページでございます。

氏が所有する、
の一筆、 m^2 の農用地について、
との間で、年間 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の3番ですが、資料は39ページと43ページでございます。

氏が所有する、
、他5筆、合計 m^2 の農用地について、
氏との間で、年間 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の4番ですが、資料は40ページと44ページでございます。

氏が所有する、
、他4筆、合計 m^2 の農用地について、
との間で、年間 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書38ページの表の5番ですが、資料は40ページと45ページでございます。

氏が所有する、
、他1筆、合計 m^2 の農用地について、
との間で、年間 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の6番ですが、資料は40ページと46ページにございます。

氏が所有する、
、他5筆、合計 m^2 の農用地について、
との間で年間 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の7番ですが、資料は40ページと47ページにございます。

氏が所有する、
氏、他1筆、合計 m^2 の農用地について、
氏との間で、年間 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

以上7件の農用地利用集積計画についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました農用地利用集積計画の決定について審議に入りますが、2番、4番、5番につきましては、成田俊英委員が役員を務める法人に関する案件であり、議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番、3番、6番、7番を審議した後に、2番、4番、5番を審議することと致します。

それでは、1番、3番、6番、7番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番、3番、6番、7番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致と認め、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番、3番、6番、7番については原案のとおり決定致します。

次に、2番、4番、5番を審議致しますので、成田委員は退室をお願い致します。

(成田委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番、4番、5番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番、4番、5番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番、4番、5番については原案のとおり決定致します。
成田委員は入室して下さい。

(成田委員入室)

議長
野村会長

2番、4番、5番は、原案のとおり決定致しました。
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成30年8月31日

議長 野村照明

署名委員 箱場洋二

署名委員 副川 裕

